見直しテーマ③『政務活動費を充てて購入した備品の取扱い』に係る見直し案

● 現在の状況

【大津市議会政務活動費交付規程別表】

備品	１～７　（略） ８　会派の解散等の事情により購入した備品が不要となったときは、その処分の方法について議長と協議しなければならない。 ９　会派において用途廃止した備品は、議長において管理するものとする。ただし、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定めるものをいう。）を経過したものについては、備品処分協議書（別記様式第７号）を議長に提出し、正当事由があると認められたときは、適正な方法により処分することができる。
政務活動費として認めない経費	１　次の各号に掲げる経費については、政務活動費として認めないものとする。 ⑴～⑺　（略） ⑻　タブレット型端末の関連機器並びにパーソナルコンピュータ及びファクシミリ並びにその関連機器の処分に係る費用 ⑼～㉙　（略）
主な備品の法定耐用年数	１　主な備品の耐用年数は、次に掲げるとおりとする。 ⑴　事務机、事務椅子及びキャビネット　主として金属製のもの　１５年（その他のもの　８年） ⑵　デジタルカメラ　５年 ⑶　ファックス　５年 ⑷　パソコンプリンター　５年 ⑸　ＩＣレコーダー　５年

→　**・会派の解散等により不要となった備品の処分は、議長と協議する。**

・用途廃止した備品は、法定耐用年数が経過した場合は、正当な事由があると認められるとき、適正な方法で処分することができる。

・タブレットやパソコンなどの備品に係る処分費用は、政務活動費から支出することはできない。

・パソコンやタブレットを含むパーソナルコンピュータの法定耐用年数は４年であるが、主な備品として別表に掲げるものは、購入する可能性が高いものであって法定耐用年数が４年以外のものを規定している。

● 見直し案

1　政務活動費により購入した備品の所有権について

政務活動費からの支出額	所有権の帰属
全額	会派
１／２	・残額を会派が支出：会派 ・残額を議員が支出：会派と議員の共有物

【見直し内容の説明】

裁判例（札幌地裁 H29.3.16 判決、大阪高裁 R1.8.28 判決など）によれば、会派は権利能力なき社団と位置付けられていることから、全額、政務活動費から支出した備品の所有権は、会派に総有的に帰属する。２分の１を議員が支出した備品は、議員にも持分があるため、民法の規定による、会派と議員の共有物となる。

2　備品の処分について

⑴　処分ができるケース

処分ができるケース	条件
①　法定耐用年数を経過	なし
②　法定耐用年数を経過していないが、次のアからウまでのいずれかに該当する場合	
ア　会派の解散	減価償却後の残存価格相当額（共有物である備品は、当該残存価格相当額の１／２の額）を市に返還すること。ただし、処分方法を後継会派への承継又は議長において管理とする場合は、不要
イ　使用を継続すると政務活動に支障が生じる程度の陳腐化	処分方法は、買換えに限る。
ウ　責めに帰することができない事由により故障	なし

【見直し内容の説明】

現状、法定耐用年数を経過したものは処分することができるため、この場合は処分可能とする。

また、現状、会派の解散等による場合も処分することができることから、法定耐用年数が経過していなくとも、会派の解散の場合は処分可能とする。また、現状の「等」の部分は、イ及びウのケースと明確化する。

なお、②のケースは、法定耐用年数を経過していないことから、ケースによっては条件を設けるものとする。

⑵　処分方法

ア　全ての処分できるケースで可能な方法

処分方法	条件
①　廃棄処分	なし
②　古物商の許可を有する者への売却処分	売却額（共有物である備品は、売却額の１/２の額）を市に返還すること。ただし、会派の解散により売却処分する場合は、減価償却後の残存価格相当額（共有物である備品は、当該残存価格相当額の１/２の額）と当該売却額を比較し、高い方の額を返還すること。
③　買換えに係る下取り処分	買換え後の備品は、政務活動費を支出して購入すること。

イ　会派の解散のケースのみ可能な方法

処分方法	条件
④　後継会派への承継	なし
⑤　議長において管理	議長が認める場合に限る。

【見直し内容の説明】

処分ができるケースであっても、他の方法で有効活用できる場合などがあることから、廃棄処分以外に、②及び③による処分も可能とする。

ただし、現状においても適正な方法により処分することが求められることを踏まえ、②及び③の方法については、処分により利益を得るなどの疑いが生じないようにするための条件を設けるものとする。

また、会派の解散のケースは、後継会派への承継に加え、現状、議長において管理することができることから、議長が認める場合に限り、当該方法も可能とする。

⑶　共有物である備品の場合のみ可能な処分方法

ア　議員個人の所有とすることで共有関係を解消する方法

購入時に支出した政務活動費の額と同額を会派に支払い、その後、会派から当該支払額を市に返還することにより、議員個人の所有物とする。

イ　議員の異動等に伴い共有関係を清算する方法

次のケース及び所有方法等に応じ、共有関係の清算を行う。

ケース		所有方法等	共有関係の清算方法
議員が他の会派に異動	会派存続	会派の単独所有	・議員が１/２の持分を放棄 ・会派が、議員に対し、減価償却後の残存価格相当額の１/２の額を支払う。なお、購入時にすでに１/２の政務活動費を充てているため、当該支払に政務活動費を充てることはできない。
		異動先の会派と議員の共有物	会派が、異動先の会派に対し、１/２の持分を承継させる。
	会派解散	異動先の会派の単独所有	議員が１/２の持分を放棄して、解散に伴う精算中の会派の単独所有とした上で、異動先の会派に承継させる。
		異動先の会派と議員の共有物	解散に伴う精算中の会派が、異動先の会派に１/２の持分を承継させる。
議員の身分がなくなる	会派存続	会派の単独所有	・議員が１/２の持分を放棄 ・会派が、議員に対し、減価償却後の残存価格相当額の１/２の額を支払う。なお、購入時にすでに１/２の政務活動費を充てているため、当該支払に政務活動費を充てることはできない。
	会派解散	議長において管理	・議長が認める場合に限り、議員が１/２の持分を放棄した上で、議長において管理する。

【見直し内容の説明】

税金を原資とする政務活動費で購入した備品であるという性質上、制度の透明性に疑念が生じないようにするため、議員個人の単独所有とする場合は、iPad のような減価償却後の残存価格以上の市場価値を有する備品があることを踏まえ、購入時に支出した政務活動費の額と同額を市に返還するものとする。

また、民法の規定による共有物であることから、同法に基づく共有関係の清算の方法により処分することも可能とする。なお、後継会派がない場合において、原則、廃棄処分、売却処分、又はアに記載する議員個人の所有とすることで共有関係を解消する方法によるものとするが、現状、議長において管理することができることから、議長が認める場合に限り、当該方法も可能とする。

⑷　廃棄処分経費への政務活動費の支出

備品の種類	廃棄処分経費への政務活動費の支出可否
全額を政務活動費で購入した備品	全額を政務活動費から支出可能
購入額のうち２分１を政務活動費で購入した備品	廃棄処分経費の２分の１を政務活動費から支出可能
・私費で購入した備品 ・会派の解散により政務活動を行っていない精算手続中の会派が所有する備品	政務活動費からの支出不可

【見直し内容の説明】

物品を購入する以上は使用後の処分が前提であり、購入から処分までは政務活動で使用する一連の流れであること、また、他の自治体（大阪府、富山市など）の取扱いも踏まえ、廃棄処分経費について政務活動費からの支出を可能とする。

ただし、会派を解散した日以降は、政務活動は行っていない清算中の団体であるため、当該解散会派が所有する備品の処分経費への支出はできないものとする。